

## 令和3年度 第9回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年12月10日（金）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 6名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 小 泉 治 久 君	2番 吉 田 一 男 君
4番 浅 野 敬 司 君	3番 山 崎 明 君
5番 吉 田 和 嗣 君	4番 小 見 川 清 君
8番 横 張 清 彦 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
10番 山 崎 久 司 君	6番 福 岡 み つ 子 君
	7番 諏 訪 原 早 苗 君
	8番 野 口 裕 司 君
	9番 栗 山 繁 君
	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 3番 柳生利幸 君 6番 島田辰男 君  
7番 長谷川義洋 君 9番 青山和泉 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は16名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番藤平清子委員・2番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号1番が農業委員5番吉田和嗣委員に関連しますので、退室をお願いします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、6件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日11月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が9a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から北東へ約350mに位置しております。作付予定作物はレンコンです。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員お願い致します。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について整理番号1番の採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

9番青山委員からも賛成の意思を確認しています。

よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

(農業委員5番吉田和嗣委員 入室)

議長： 続きまして、整理番号2番から事務局説明をお願いします。

事務局： 整理番号2番、申請日11月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、8筆、面積合計が24a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から東北東へ約400mに位置しております。作付予定作物はぶどうです。譲受人の自宅から、申請地までの距離は約3.8km。農機具等は、トラクター1台、自走草刈機1台、農薬散布車1台を保有し、軽トラック1台を購入予定です。譲受人は、飲食店を営みながら譲渡人からぶどう栽培について一緒に耕作しながら、ノウハウを培ってきました。譲渡人の高齢化に伴い、農地を取得し本格的に農業へ参入するものになります。

整理番号3番、申請日11月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から北北東へ約250mに位置しております。作付予定作物はジャガイモです。なお、農地所有適格法人の要件につきまして、全ての要件を満たしていることを確認しています。要件の内容は、【1. 法人形態：株式会社（公開会社でないもの） 2. 事業内容：主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）、売上高の過半 3. 議決権：農業関係者が総議決権の過半を占めること 4. 役員：①役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること②役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必

要な農作業に従事（原則年間 60 日以上）すること】になります。

整理番号 4 番、申請日 1 1 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2 筆、面積合計が 3 5 a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から前者が東南東へ約 250 m、後者が北北西へ約 500m に位置しております。作付予定作物はいずれも水稻です。

整理番号 5 番、申請日 1 1 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 2 1 a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から西南西へ約 1km に位置しております。作付予定作物はさつま芋です。譲受人の自宅から、申請地までの距離は約 2 km。農機具等は、耕うん機、管理機、トラクター、田植機、コンバイン、脱穀機、糶摺り機、軽自動車、普通トラックをそれぞれ 1 台ずつ、譲渡人である父の所有する物を使用します。父は専業農家ですが、農作業はほとんど譲受人が主で一緒に行っているそうです。

整理番号 6 番、申請日 1 1 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 5 2 a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から南へ約 650m、〇〇から西へ約 200m に位置しております。作付予定作物は水稻です。譲受人の自宅から、申請地までの距離は約 1 km。農機具等は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、脱穀機、軽トラックをそれぞれ 1 台ずつ保有しております。

以上 6 件、いずれも申請書類及び添付資料等において、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 2 番から 6 番まで、1 番藤平清子委員お願いいたします。

1 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で管理が適正に行われ、周辺農地の営農への影響もありませんでした。ぶどう畑を譲受け、立派な圃場でした。保有機械の確認を行い、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

整理番号 3 番及び 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地 3 番は休耕中、4 番は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、荒廃が進んでいる状況でした。境界についても問題なく、保有機械の確認も行いました。譲受人が、今後適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

整理番号 6 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、保有機械の確認も行いました。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番： 整理番号 6 番について、今まで、耕運機で田んぼをやっていたようですが、今回申請の実穀を耕作できるのでしょうか。

会長： トラクターありましたよね。

事務局： トラクターありました。

5 番： 私か福田センターで、使用するときに貸しています。  
ただ、経営面積が 0 なのはどうでしょう。

事務局： 今回の申請で、5反要件を満たします。今まで相対で設定がなかったようです。

議長： 他、質疑はありませんか。  
(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

#### <議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、5件の申請がありました。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日11月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から東へ約800m、〇〇から北西へ約550mに位置しており、周囲は宅地等に囲まれており、第3種農地及び第1種農地には該当しないため、第2種農地と判断しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て。造成計画は、盛土(35cmから60cm)、周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枡を設置し、最終枡からオーバーフロー管を側溝へ接続します。汚水雑排水は合併浄化槽処理後に側溝へ放流します。資金調達は、自己資金と住宅ローンを併用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であり、文化財保護法においては、周知の包蔵地には含まれておりません。

整理番号2番、申請日11月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が14aの内2aです。

整理番号3番、申請日11月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が28aの内7aです。

整理番号2番及び3番、契約内容は一時転用です。申請地につきまして、〇〇から東へ約100mから200mに位置し、いずれも農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書が添えてあります。また、清明川土地改良区の区域内であるため、こちらの意見書も添えてあります。国道125号線の水道工事受注に伴うもので、候補地を検討した結果、代替性が無いことを確認しています。事業計画は、敷き鉄板を行い、資材置場を設置するものです。

整理番号4番、申請日11月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が21aです。契約内容は一時転用です。阿見町での圏央道4車線化事業における今年度中に借地を行う全体面積は236aの内、許可済面積208aと本申請分21aの残りについては、現時点で調整中のため翌月以降となりますのでご了承願います。申請地につきまして、〇〇から南東へ約5kmに位置しており、いずれも農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書も添えてあります。事業計画は、工事用道路として6a及び資材置場として15aを設置するもので、周辺農地への影響に細心の注意を払い施工するとのこととあります。事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。

整理番号5番、申請日11月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が1aです。契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から北西へ約750m、〇〇から南西へ約650mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地

が広がっていることから第1種農地と判断しました。既存施設（住宅と車庫兼物置が1棟ずつある宅地）の拡張により設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て。造成計画は、現状のまま利用し、周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内に浸透柵を設置、汚水雑排水は既存、合併浄化槽に接続し、敷地内処理を行います。既存建物は解体せずに、住宅は離れとして利用します。資金調達は、共有名義前者が自己資金、後者が住宅ローンにより行い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であり、文化財保護法においては、周知の包蔵地に含まれるため、町教育委員会と現在調整中であります。

以上5件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課との調整の上、また調整中の案件は、内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

#### 前回保留となった案件について

前回保留となりました、農地法第4条及び第5条の申請ですが、4条案件は取下げとなりました。既に町から所有権が移転したことにつきましては、土地収用法第3条第1号により道路付帯地として残地買収を行い、農業委員会へ制限除外の届出を行うところでしたが、顛末書と併せて昨日提出されました。事後処理となりますがご高配賜りたいと存じます。

5条案件につきましては、前回内容説明を省いてしまいましたので、改めて説明いたします。申請地は〇〇から北西へ約250mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は、自宅で妻が経営する美容室用の駐車場と、自家用駐車場として計8台分を確保し、造成計画については砕石敷き均し、雨水は自然流下となります。町の道路計画による用地買収に伴い、既存駐車場が減少するため、町から取得した土地及び隣接する雑種地を取得して一体的に整備するものになります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番から3番、5番を1番藤平清子委員、整理番号4番を5番吉田和嗣委員お願ひいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

整理番号2番、3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は既に鉄板が敷かれた上に配管の資材が置かれておりましたので、速やかに撤去し農地に復元するよう口頭指導を行い、今後同じことを繰り返さないように、併せて注意喚起を行いました。土地利用計画内容については問題なく、必要最小限の面積であり、周辺への影響もありませんでした。是正内容が確認されれば、本申請については、許可相当と判断いたします。夕方、事務局にて確認済との事です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

整理番号5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 5 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地の管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
- 会長： 整理番号 2 番 3 番については、昨日の現地調査の際、田に鉄板が敷かれていたので、それを全て上げなさいと指導し、置かれていたもの全てを撤去し、許可後に事業を行う事と話しました。担当地区吉田推進委員、確認できたでしょうか。
- 推 2 番： 確認しています。全て撤去されていました。
- 議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」との声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

### < 議案第 3 号 現況確認証明の発行について (非農地証明) >

- 議 長： 続いて、議案第 3 号 現況確認証明の発行について (非農地証明) を議題といたします。  
事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第 3 号 現況確認証明の発行について (非農地証明)  
今回は、2 件の願出がありました。その他の項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。  
整理番号 1 番、申請日 1 1 月 2 2 日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は田 4 筆、畑 2 筆、面積合計は 1 0 0 a です。  
整理番号 2 番、申請日 1 1 月 2 5 日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は田、1 筆、面積は 1 a です。  
これら 2 件につきましては、いずれも国土地理院の航空写真から、非農地になって 20 年以上が経過し、かつ違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。願出地の位置関係ですが、整理番号 1 番が〇〇から西北西へ約 650m から 850m、〇〇から東へ約 500m から 650m に、整理番号 2 番が〇〇から北東へ約 600m、〇〇から南へ約 600m に位置しています。  
補足になりますが、整理番号 1 番は市街化区域内で、地目を統一することで合筆を行うとの事です。整理番号 2 番は、母屋敷地内に分家を建築するにあたり、農業用器具庫の越境箇所を是正するものになります。  
以上 2 件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 1 番藤平清子委員、整理番号 2 番を 5 番吉田和嗣委員お願いいたします。
- 1 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、既に山林化していて、耕うん機等の機械を入れることによって、耕作が可能となる土地ではないため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 5 番： 整理番号 2 番について報告します。現地確認の結果、耕うん機等の機械を入れることによって、耕作が可能となる土地ではありませんでした。今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 会長： 整理番号 1 番、申請者は何の業者ですか。

事務局： 不動産です。市街化区域ですので、一帯を宅地にするための地目変更の届出は出ていましたが、筆の形が悪いので、合筆して分筆するためです。

議長： 地目が、田と畑では合筆できないからですね。

議長： 他、質疑はありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

**<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>**

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番から36番、地目は田で84筆、845a、地目は畑で128筆、945a、面積合計1790a、貸し手33名、借り手20名と2社、賃貸借26件、使用貸借10件、新規設定12件、再設定24件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 整理番号25番26番、どのような事をやっている会社でしょう。

事務局： 申請地では大豆を作り、納豆の研究を行うそうです。

1番： 整理番号14番、レンコンで使用貸借なんですね。

事務局： 借り手は新規参入の方で、野口推進委員の所へ研修に入る予定です。また、整理番号1番から4番の借り手についても、同じく野口推進委員の所へ研修に入る予定です。賃料については、今まで契約のあった金額で進めています。

5番： これから就農ですか。

事務局： 実際に2名共同で始めています。今回、新規就農次世代人材育成交付金申請にあたり、個別で申請になっています。

議長： 他、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>**

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について  
農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番から6番、6筆、面積合計97a、貸し手7名、借り手2社です。詳細については、お読み取りください。

- 議 長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

#### <報告事項>

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。
- 事 務 局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は1件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は3件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は5件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第3号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第4号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は15件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第4号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第5号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は3件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第5号については以上です。



これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第5号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定

1月26日（火）県農：会長研修会 水戸市フェリベール  
農業委員，推進委員公募 1月14日（金）まで

②現地調査及び総会の予定

1月現地調査 1月11日（火）当番農委 2番小泉治久委員  
当番農委 3番柳生利幸委員  
1月定例総会 1月12日（水）午後3時から

③農業委員改選の募集

12月14日発行 広報あみに掲載 同日 ホームページ掲載  
令和4年1月14日締切

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印